

重要事項説明書

長崎県指定番号 4270300116

社会福祉法人秩父会

居宅介護支援事業所 秩父の里

<令和7年4月現在>

1 サービスの相談窓口

電話番号	0957-64-6388
窓口担当者	下岸 智子 (しもぎし ともこ)

2 事業所の概要

(1) 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 秩父の里
所在地	島原市秩父が浦町丁3552番地
事業者指定番号	4270300116
サービス提供地域	島原市・雲仙市・南島原市

※上記以外でもご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

	氏名	資格	
管理者	下岸 智子	主任介護支援専門員	常勤兼務
主任 介護支援専門員	下岸 智子	介護福祉士	常勤
介護支援専門員	岩永 延子	社会福祉士 介護福祉士	常勤

(3) 職務内容

管理者	介護支援専門員の管理、本事業の利用の申し込みに係る調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに事業所従事者に事業の運営に必要な指揮命令を行う。
介護支援専門員	要介護者からの依頼に応じ、指定居宅サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、そのサービスが確実に提供されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等の連絡調整を行う。

(4) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
毎月曜日～土曜日（日曜日は休業日）	8：30～17：30

3 事業の目的

地域の中で生活をしている要支援、要介護者の方が自分の持つておられる残存能力を活かし、自立した日常生活が営まれるよう、地域の保健、医療、行政、福祉等各機関と連携をとりながら支援していくことを目的として事業を推進する。

4 運営方針

- ・要支援、要介護者の方等に対し、在宅での日常生活が維持できるように福祉、医療サービス等の紹介、又地域でのネットワークにより在宅での生活が継続できるよう、積極的に支援していく。
- ・要支援、要介護者の方等及びその家族の意見を尊重した居宅介護サービス計画を作成する。
- ・居宅介護サービス計画のサービスの確保に努める。
- ・居宅介護サービス計画の実施状況の把握と要支援、要介護者の方等の心身の状態により、適切なサービスが受けられるように助言や諸手続き等の支援をしていく。
- ・居宅介護サービス従事者として、常に要支援、要介護者の方等を敬い、質の高いサービスを提供できるよう努めていく。
- ・居宅サービス従事者として、実施しているサービスの評価を行い、サービス提供のための研修をして、常に自己研鑽に努める。

5 サービスの内容

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 居宅訪問 | (7) 申請代行 |
| (2) 居宅サービス計画の作成 | (8) 給付管理業務 |
| (3) 事業所間の連絡調整 | (9) ケアマネジメント機能の向上 |
| (4) 事業所間との連携 | 及び関係者間との情報共有 |
| (5) 医療との連携要介護認定の申請代行 | (10) 人材育成への協力 |
| (6) 相談業務 | |

6 利用料金

要介護（要支援）認定を受けられた方は、居宅サービス計画費等は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき要介護度に応じて利用料を支払い、事業者はサービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日島原市の窓口へ提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

居宅介護支援の利用料金は以下の通りです。

要介護 1・2	要介護 3・4・5
---------	-----------

居宅介護支援費（1月につき）

居宅介護支援費（Ⅰ）取り扱い件数が 40 件未満	1,086 単位	1,411 単位
居宅介護支援費（Ⅱ）取り扱い件数が 40 件以上 60 件未満	544 単位	704 単位
居宅介護支援費（Ⅲ）取り扱い件数が 60 件以上	326 単位	422 単位

※ 居宅介護支援費（Ⅱ）・（Ⅲ）については、介護支援専門員 1 人当たりの取り扱い件数が 40 件及び 60 件を超えた場合、40 件以上 59 件まで（Ⅱ）、60 件以上は（Ⅲ）を適用。なお、地域包括支援センターから委託を受けて行う介護予防支援の利用者数は、1 人につき 0.5 人で計算する。

7 サービス事業所選択について

居宅サービス計画はご利用者の希望に基づき作成されるものです。

このため、指定居宅介護支援についてご利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって、ご利用者から介護支援専門員に対して 複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

複数の事業所についてのご紹介の求めがおありの時は誠実に対応させていただきます。介護支援専門員は、ご利用者または、ご家族からご理解を得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を丁寧に行います。

8 地域包括支援センターとの連携について

(1) 介護保険の認定において、要支援 1 及び要支援 2 と認定された方は、原則として介護予防支援事業所「地域包括支援センター」と契約を結ぶこととなります。

(2) 地域包括支援センターが介護予防支援計画書を作成します。

(3) 地域包括支援センターよりご利用者の希望等を踏まえ、弊事業所に計画作成の依頼があった場合はお受けいたします。

※但し、介護保険法の規定に則り、お受けできかねる場合もあります。

(4) 地域包括支援センターとの連携は密に行います。

9 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

12 ハラスメント対策

- (1) 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

13 事故発生時の対応及び賠償責任について

- (1) 当事業所は、サービス利用時に事故が発生した場合は、速やかに適切な医療処置等を行うとともに、市町村及び利用者の家族へ連絡し、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとします。
- (3) 事業所は、前項の損害賠償のため総合賠償保険に加入するものとします。

14 利用者へお願い

事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

15 サービス内容に関する苦情の連絡先

(1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

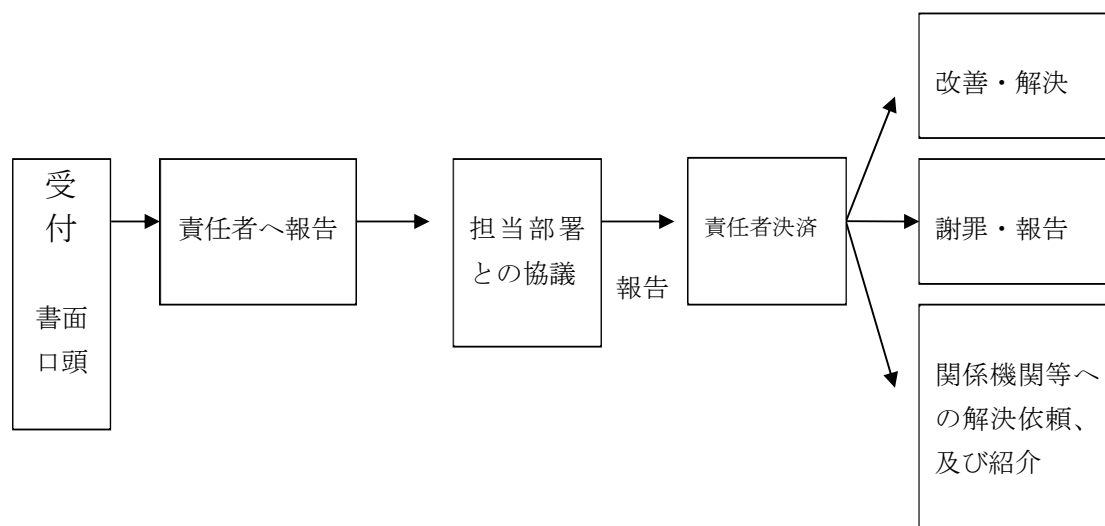
●苦情受付窓口（担当者）

介護支援専門員 **岩永 延子** (TEL 0957-64-6388)

●受付時間

月曜日～土曜日 8：30～17：30

(2) 苦情解決の処理方法



(3) 行政機関その他苦情受付機関

島原市保険健康課 後期高齢・介護班	所在地	長崎県島原市上の町 537
	電話番号	0957-63-1111
	F A X	0957-65-0879
	受付時間	月～金 午前 8：30 ～ 午後 5：15
国民健康保険団体連合会	所在地	長崎県長崎市今博多町 8-2
	電話番号	095-826-1599
	F A X	095-826-1779
	受付時間	月～金 午前 9：00 ～ 午後 5：00
島原地域広域市町村圏 組合介護保険課	所在地	長崎県島原市有明町大三東戊 1327
	電話番号	0957-61-9101
	F A X	0957-61-9104
	受付時間	月～金 午前 8：30 ～ 午後 5：15